事 務 連 絡
令和8年5月20日

本部各課の課長 殿

各部局の庶務担当課長 殿

施設統括部環境安全課

名古屋大学東山地区構内放置二輪車等について(周知)
(放置二輪車一覧表の公表)

名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ第2条第2項及び第3条第2項に基づき、令和7年4月1日～令和8年3月31日までに警告書を貼付した放置二輪車の一覧表を別紙 1「放置二輪車一覧表」のとおり取りまとめましたので、周知いたします。

また、以下のホームページに掲載しましたので、貴課におかれましては学生・教職員及び大学関係者への周知をお願いいたします。

1.周知方法

本通知及び、「放置二輪車一覧表」につきましては、以下のホームページに掲載しております。
放置車両について（自転車・二輪等） ｜ 東海国立大学機構施設統括部（名古屋大学）

（施設統括部HP> 環境安全・交通 > 東山地区交通関係 > 放置車両について（自転車・二輪等））

2.返還申請方法

別紙 1「放置二輪車一覧表」の二輪車の返還は、「名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ」をご確認いただき、下記問い合わせ先に別紙 2「放置車両返還申請書」をメールにて送付してください。当課が 申請書記載の車両番号等を確認の上、今後の返還の対応についてご連絡させていただきます。 ただし、盗難届を出している場合は、警察署所定の手続きをお願いします。

なお、別紙 1「放置二輪車一覧表」は警察署に所有者への照会を依頼しておりますので、当課への放置二輪車等返還申請をせず、集約場所より持ち出すことはご遠慮願います。

受付期間: 令和8年5月20日（水)～令和8年8月21日（金）

3.返還申請受付期間後の対応

「名古屋大学東山地区構内における放置車両等の処分に関する申合せ」第6条に基づき、廃棄します。

【本件問合わせ先】
施設統括部環境安全課 交通担当（sis-kou1@t.mail.nagoya-u.ac.jp）